

◇静岡県建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用の一部改正について

1 改正の理由

単品スライドは、平成 20 年 6 月に定めた運用により実施してきたが、令和 4 年 6 月 24 日付け事務連絡において、国土交通省が最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ運用を一部変更したことに伴い、本県の運用を一部改正するものとする。

2 内容

《これまでの運用》

工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更する。

《新たな運用》

- (1) 資材価格が日々上昇する状況であり、物価資料に反映されるまでにタイムラグがあることを考慮し、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- (2) 加工費用も含めて資材を購入する鋼橋上部工など「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- (3) 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可能とする。
- (4) その他必要な改正として、下記項目を改正
 - 1) 主要な工事材料の定義を追記
 - 2) 減額変更の場合の取扱いを追記
 - 3) 甲、乙を発注者、受注者へ改正

3 施行期日

この通知は、令和 4 年 7 月 14 日以降に工事請負契約約款第 25 条第 5 項に係る請求が行われたものから適用する。

4 備考

静岡県建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）については、国から改正通知があり次第改正を行う予定。